

お詫びと訂正

弊社刊行の『最新 社会福祉士養成講座 2 高齢者福祉』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2024年3月15日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
4 頁	下から 1 行目	東京都観察医務院	東京都監察医務院	2022/8/1 更新
94 頁	上から 13 行目	<u>施策</u> 形成機能	<u>政策</u> 形成機能	2024/3/15 更新
104 頁	上から 2~3 行目	看護小規模多機能型居宅介護 <u>という</u>	看護小規模多機能型居宅介護	2024/3/15 更新
145 頁	本文・下から 3 行目	高齢者の <u>居宅</u> の安定確保に関する法律	高齢者の <u>居住</u> の安定確保に関する法律	第 2 刷で修正 (2022/1/10 発行)
186 頁	上から 18~33 行目	<p>22 介護相談員 介護相談員は、介護サービスの提供の場（施設や事業所）に出向いて、サービスを利用する人やその家族等の疑問や不満、不安などを受け付け、相談に応じ、介護サービス提供事業者および行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図る等の活動を行う、市町村に登録された者である。介護保険制度の地域支援事業の任意事業である介護相談員派遣等事業として市町村が介護相談員を派遣する。介護相談員は、一定水準以上の研修を受けた者であって、介護相談員派遣等事業の活動の実施にふさわしい人格と熱意を有するものが登録の対象となる。介護相談員派遣等事業は、苦情に至る事態を未然に防止すること、および利用者の日常的な不平、不満または疑問に対応して改善の途を探ること（問題提起・提案解決型の事業）を目指すものである。</p> <p>介護相談員は、施設等のサービス事業所において、利用者の話を聞き相談にのる、施設等の行事に参加する、サービスの現状把握に努める、事業所の管理者や従事者と意見交換する、利用者に自分の連絡先を周知するなどの活動を行う。介護相談員ができないこととして、①サービス（以下略）</p>	<p>22 介護サービス相談員 介護サービス相談員は、介護サービスを提供する事業所等に出向いて、サービスを利用する人やその家族等の疑問や不満、不安などを受け付け、相談に応じ、介護サービス提供事業者および行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図る等の活動を行う、市町村に登録された者である。介護保険制度の地域支援事業の任意事業である介護サービス相談員派遣等事業として市町村が介護サービス相談員を派遣する。介護サービス相談員は、一定水準以上の研修を受けた者であって、介護サービス相談員派遣等事業の活動の実施にふさわしい人格と熱意を有するものが登録の対象となる。介護サービス相談員派遣等事業は、苦情に至る事態を未然に防止すること、および利用者の日常的な不平、不満または疑問に対応して改善の途を探ること（問題提起・提案解決型の事業）を目指すものである。</p> <p>介護サービス相談員は、事業所等において、利用者の話を聞き相談にのる、事業所等の行事に参加する、サービスの現状把握に努める、事業所等の管理者や従事者と意見交換する、利用者に自分の連絡先を周知するなどの活動を行う。介護サービス相談員ができないこととして、①サービス（以下略）</p>	

244 頁	索引 中段・下から 7~6 行目	介護相談員……………186 介護相談員派遣等事業……………186	介護 <u>サービス</u> 相談員……………186 介護 <u>サービス</u> 相談員派遣等事業……………186	
245 頁	索引 右段・下から 13~12 行目	高齢者の <u>居宅</u> の安定確保に関する法律……………145	高齢者の <u>居住</u> の安定確保に関する法律……………145	